

職員の提案に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年1月26日

赤穂市長 卑 禮 正 稔

赤穂市訓令甲第58号

### 職員の提案に関する規程の一部を改正する規程

職員の提案に関する規程（昭和51年赤穂市訓令甲第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「要綱」を「規程」に、「あわせて」を「併せて」に改める。

第2条第1項中「及び課題提案」を「、課題提案及び業務（事務）改善報告」に改め、同条第2項中「一般提案」の次に「及び業務（事務）改善報告」を加える。

第4条中「又は共同」を「、グループ又は課」に改める。

第6条第1項中「所属名、職名」を「所属又はグループ名」に、「共同」を「グループ」に、「かつ代表者」を「かつ、代表者」に、「改善点」を「改善策」に改め、同条第2項中「すべて」を「全て」に、「提案担当課」を「行政課長」に改める。

第7条第1項を次のように改める。

行政課長は、提案を受理したときは、当該提案に關係ある課（以下「関係課」という。）の意見を付して、これを別に定める提案審査委員会（以下「委員会」という。）の審査に付きなければならない。この場合において、行政課長は、提案の内容等を職員に公表するとともに、職員による投票を実施し、当該投票の結果を委員会に提出するものとする。

第7条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「委員会は、」の次に「提案者が提案の発表を希望するとき又は」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 委員会は、前項の規定により審査に付された提案について、関係課の意見等を踏まえ、別に定める審査評価基準により審査を行い、その採否を決定する。

第8条第2項を次のように改める。

2 実施した提案は、採否にかかわらず、これを市のホームページに掲載し、公表するものとする。

第11条第1項中「に対し」の次に「、別に定める報償基準により」を加える。

### 付 則

この規程は、公布の日から施行する。